

第1章

リースの賃料減免、有形固定資産など 強制適用・早期適用可能な 基準の概要とポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士

保坂 昌宏

【この章のエッセンス】

● 2022年12月期(2023年3月期)から強制適用される基準は、既存基準の修正のみであり、「有形固定資産—意図した使用の前の収入」(IAS16号の修正)、「不利な契約—契約履行のコスト」(IAS37号の修正)等がある。

● 早期適用可能な基準には、多数の他基準の結果的修正を伴うIFRS17号「保険契約」(IFRS17号の修正)を含む等のほか、2022年9月に公表された「セールアンド・リースバックにおけるリース負債」(IFRS16号の修正)、2022年10月に公表された「特約条項付の非流動負債」(IAS1号の修正)がある。

本章では、2022年12月期(2023年3月期)の決算において強制適用される基準および早期適用可能な基準の概要について解説す

強制適用される基準の概要

2022年12月期から強制適用される修正基準の一覧は、図表1のとおりである。このなかで、「2021年6月30日より後のCovid-19に関連した賃料減免」(IFRS16号の修正)については、3月決算会社では2022年3月期から適用されているため、2023年3月期の決算において強制適用される基準には含まれない。

る。なお、文中の意見に関する部分は執筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの公式見解ではない。

「2021年6月30日より後のCovid-19に関連した賃料減免」(IFRS16号の修正)

(1) 修正の背景

2020年5月、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という)は「Covid-19に関連した賃料減免」(IFRS16号の修正)を公表し、C

(図表1) 2022年12月期から適用される基準

| 基準書および修正内容等 | 発効日 (当該日以後開始事業年度) |
|--|--|
| 「2021年6月30日より後のCovid-19に関連した賃料減免」(IFRS16号「リース」の修正) | 2021年4月1日 |
| 「概念フレームワークへの参照」(IFRS3号「企業結合」の修正) | 取得日が2022年1月1日以後開始する事業年度の期首以後である企業結合 |
| 「有形固定資産—意図した使用の前の収入」(IAS16号「有形固定資産」の修正) | 2022年1月1日 |
| 「不利な契約—契約履行のコスト」(IAS37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」の修正) | 2022年1月1日 |
| IFRSの年次改善(2018-2020年サイクル) ・IFRS1号「国際財務報告基準の初度適用」の修正—初度適用企業としての子会社 ・IFRS9号「金融商品」の修正—金融負債の認識の中止に関する「10%」テストに含まれる手数料 ・IFRS16号の修正—リース・インセンティブ(設例13の修正) ・IAS41号「農業」の修正—公正価値測定における課税 | 2022年1月1日 (IFRS16号の修正は設例にのみ関するものであるため、発効日は設定されていない) |

(出所) 各基準から筆者が要約

ovid-19に関連した賃料減免について、実務上の便法を適用することを借手に認めた。すなわち、Covid-19に関連した賃料減免が